

(支柱省略工法により浄化槽を駐車場下に設置したお客様に必ずお渡しください。)

浄化槽設置者 各位

お客様の浄化槽は、[支柱省略工法]により駐車場下に設置してあります。駐車場のご利用にあたっては、下記の点に十分注意してください。

記

1. 浄化槽の上に駐車することができる車の重量は、「車両総重量(積載重量を含む) 2,000kg以下」に限定されています。駐車する車の重量を車検証等でご確認ください。

- 本工法は、不特定の車が駐車する駐車場には採用することができないことになっています。(原則として戸建ての専用住宅のみです。)
- 駐車場の見やすい位置に、車両の重量制限を表示したプレートを設置することになっています。

2. 浄化槽の上に車を止めるときには、マンホールの上に車の車輪が乗らないように駐車してください。

